

令和7年度の木造住宅への耐震診断士派遣の受付概要

○募集期間

令和7年10月31日（金）の午後5時00分まで（土日祝日を除く）。

※予定戸数の応募があり次第終了いたしますのでご了承ください。

○募集方法

市役所4階の都市計画課窓口での受付となります（耐震診断士派遣の概要は以下のとおりとなります。詳細は都市計画課までお問い合わせください）。

○募集戸数 10戸

※ 耐震診断は一般診断法による診断となります。一般診断は、外観による目視調査等を行うことにより、耐震補強の必要性の有無を概算的に判断する方法ですが、平面図の作成や確認のための間取り調査、床の使用や柱横架材の接合、筋交いなどの接合部の確認のため、家屋内への立ち入りや、天袋、床下点検口からの目視調査を行います。

○派遣の条件

市税等の滞納をしていないこと。

○対象となる建物

昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造住宅。

所有者自らが住んでいる住宅（賃貸住宅は対象外です）。

○申請に必要なもの

申請書に必要事項を記入のほか、次の書類が必要です。

建物の所有が共有や、所有者と納税者が別の場合は、連名での申請になります。

- (1) 派遣対象住宅の登記事項証明書
- (2) 派遣対象住宅の位置図
- (3) 派遣診断費用の配置図又は写真

○診断の流れ

1. 事前相談



2. 診断士派遣申請



3. 派遣決定通知

市から診断を行う診断士を通知します



4. 調査の日程調整

市が通知した診断士から診断を行う日程調整の連絡をします



5. 現地調査実施

診断士が調査に伺います



6. 診断結果審査・まとめ

診断士と市で診断結果の確認や報告の取りまとめをします



7. 診断結果報告

診断士が結果報告に伺います